

# 週休2日制工事実施要領の改正について (令和3年4月～)

愛知県建設局土木部建設企画課

# 1. 週休2日制導入の背景について

- 建設業界では、建設現場における担い手の中長期的な育成・確保に向けた「働き方改革」への取り組みが最重要課題となっている。
- また、改正労働基準法の施行により令和6年度には、建設業にも罰則付きの時間外労働の上限規制が適用されることとなっており、労働時間の是正は喫緊の課題である。
- このような状況の中、愛知県建設局、都市整備局では平成28年度から原則土日を休日とする「完全週休2日制工事（発注者指定型・受注者希望型）」に取り組んでいる。

## 2. 課題と対策

- 「完全週休2日制」について、建設業団体よりハードルが高いとの意見があることや、他自治体と比較しても厳しい条件となっており、完全週休2日の受注者希望型の取組が進まない原因となっている。

⇒ (対策①) 休工日を土日に限らない「週休2日制(4週8休)」を新たに導入

- 完全週休2日制の発注者指定型では、契約後に土日に作業をせざるを得ないような「新たな条件」が発覚し、完全週休2日が履行不能になるようなケースも考えられ、監督員が発注者指定を躊躇する要因となっている。

⇒ (対策②) 契約後に「完全週休2日制」と「週休2日制(4週8休)」の  
いずれかを受注者が選択

- 完全週休2日制の発注者指定型では、指定要件として、「設計金額5千万円以上の工事」であることや、「新設工事」に限ることを条件としており、指定件数が伸びない要因になっている。なお建設業団体からは、発注者指定型を増やして欲しいとの要望がある。

⇒ (対策③) 発注者指定型の条件緩和

## 2. 課題と対策

対策① 休工日を土日に限らない「週休2日制(4週8休)」を新たに導入 (要領第3条)

～令和2年度

令和3年度～

※赤字：変更及び新設箇所

形式概要		完全週休2日制
工事成績評定	休工対象日	<ul style="list-style-type: none"> <li>土曜日、日曜日及び祝日</li> <li>地元条件により、土日に作業を行い、同一週で振替休工を取得した場合は休工と認める。</li> <li>天候（降雨・積雪等）により土日に作業を行い、振替休工を取得した場合は休工と認めない。</li> </ul>
	加点条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象期間の全週間数に対する土日を休工とした週間数の割合が90%以上</li> </ul>
総合評価		工事成績評定の加点条件達成で1点 ※工事成績評定で評価したものは全て対象
経費補正		<ul style="list-style-type: none"> <li>発注者指定型⇒4週8休以上で経費補正</li> <li>受注者希望型⇒4週6休以上、4週7休以上、4週8休以上の3段階で経費補正</li> </ul>

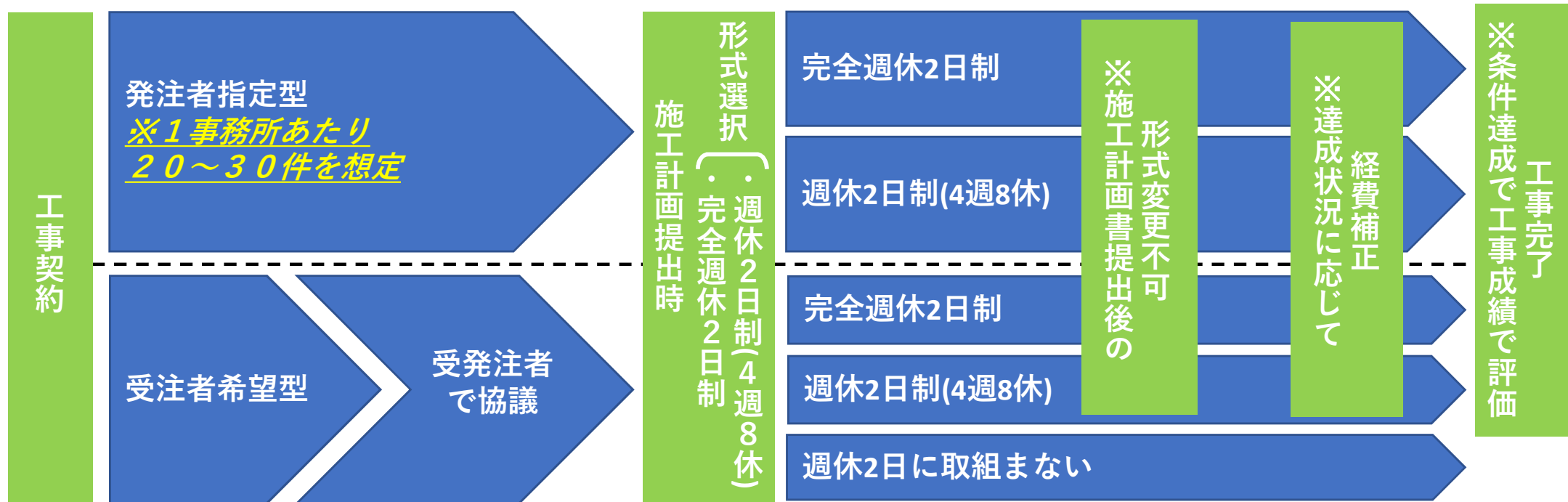


完全週休2日制	【新設】週休2日制(4週8休)
<ul style="list-style-type: none"> <li>土曜日、日曜日及び祝日</li> <li>地元条件により、土日に作業を行い、同一週で振替休工を取得した場合は休工と認める。ただし、振替休工日の1週間前までに監督員と協議すること。</li> <li>天候（降雨・積雪等）により土日に作業を行い、振替休工を取得した場合は休工と認めない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土日祝日を問わず対象期間の2/7以上の日数</li> <li>天候（降雨・積雪等）により休工した日は、休工と認める</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>対象期間の全週間数に対する土日を休工とした週間数の割合が90%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象期間の全日数に対する休工日数の割合が2/7を超えた場合</li> </ul>
R3：工事成績評定の加点条件達成で1点	R3：— R4：評価開始
※最終契約金額が1千万円未満の工事は対象外	
<ul style="list-style-type: none"> <li>発注者指定型、受注者希望型いずれも4週6休以上、4週7休以上、4週8休以上の3段階で経費補正</li> </ul>	同左

## 2. 課題と対策

対策② 契約後に「完全週休2日制」と「週休2日制（4週8休）」  
のいずれかを受注者が選択（要領第4条）

### ■契約から工事完了までの流れ



#### ■発注者指定型とは（要領第2条(1)）

現場条件等によって工期延期が生じかねない不確定要素が少なく、週休2日の確保が可能な工事  
※対象工事は、工事名の末尾に「（週休2日）」が追記されます（要領第8条）。

#### ■受注者希望型とは（要領第2条(2)）

発注者指定型以外の全ての工事。ただし、災害復旧工事等発注者が週休2日制工事に適さないと判断した工事は除く。

## 2. 課題と対策

### 対策③ 発注者指定型の条件緩和（要領第2条）

～令和2年度

次に掲げる全てを満たす工事

- ▶ 現場条件等によって工期延期が生じかねない不確定要素や数量増減要素が少なく、完全週休2日の確保が可能な工事
- ▶ 設計金額5千万円以上の工事  
⇒ 廃止
- ▶ 新設工事（質的改良を含む）  
⇒ 廃止

令和3年度～

現場条件等によって工期延期が生じかねない不確定要素が少なく、週休2日の確保が可能な工事を対象とする。

- ◆ 設計金額5千万円未満の工事や修繕・補修工事等も対象になります。

## 2. 課題と対策

### 対策③ 「形式選択制」と「発注者指定型の条件緩和」による適用区分の変更

(旧) 週休2日制適用区分及びR1取組実績

(新) 週休2日制適用区分等改正 R3.4月～

発注件数		設計金額		
		0	5千万円	1億5千万円
建設部門工事 (2230)	建設局・都市整備局 (1080)	下記以外 (1345)	完全週休2日制 (受注者希望型) ※5千万円未満 取組率(件) 38/1516 =2.5%	完全週休2日制 (発注者指定型) 取組率25/392 =6.4%
		維持修繕 工事等 (644)	完全週休2日制 (受注者希望型) ※5千万円以上 取組率 38/448=8.5%	
	(78)	災害等	※除外	
	建築局 (163)			

発注件数		設計金額		
		0	5千万円	1億5千万円
建設部門工事	都市・建設局 ・交通局	下記以外	(受注者希望型) ※完全週休2日制 or 週休2日制	
		維持修繕 工事等	(発注者指定型) ※完全週休2日制 or 週休2日制 ※1事務所あたり20~30件	
		災害等	※除外	
	建築局			

※ ( ) : R1実績件数

### 3. 「完全週休2日制」と「週休2日制(4週8休)」の比較①

項目	形式	完全週休2日制	<u>週休2日制(4週8休)</u>
対象期間 (要領第3条)		契約締結日の翌日から工事完了日(完了届提出日)まで ただし、非対象期間は対象期間から除く。	
非対象期間 (要領第3条)		準備期間、後片付け期間、夏季休暇(3日間)、年末年始休暇(6日間)、工場製作のみの期間、工事事故等による不稼働期間、天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間	
現場閉所の定義 (要領第3条)		現場事務所での事務作業も含め、作業を実施しない現場内の完全閉所をいう。なお、安全管理のための現場巡視や、現場見学会の実施、ボランティア活動等の地域貢献活動への参加等は現場内の完全閉所として取り扱う。	



### 3. 「完全週休2日制」と「週休2日制(4週8休)」の比較②

項目		形式	
		完全週休2日制	<u>週休2日制(4週8休)</u>
工事成績評定 (要領第5条)	加点条件 (要領第5条)	対象期間の全週間数に対する土日を休工とした週間数の割合が90%以上	休工の曜日及び理由にかかわらず対象期間の全日数に対する休工日数の割合が28.5% (2/7) 以上の場合
	取組証 (要領第6条) ※総合評価の加点のために発行	加点条件を満たした工事について「取組証(完全週休2日制)」を発行	加点条件を満たした工事について「取組証(週休2日制)」を発行
	休工対象日 (要領第3条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土曜日、日曜日及び祝日</li> <li>● 地元条件により、土日に作業を行い、同一週で振替休工を取得した場合は休工と認める。ただし、振替休工日の1週間前までに監督員と協議すること。</li> <li>● 天候(降雨・積雪等)により土日に作業を行い、振替休工を取得した場合は休工と認めない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 休工の曜日及び理由にかかわらず対象期間の28.5% (2/7) 以上の日数</li> <li>● 天候(降雨・積雪等)により休工した日は休工と認める</li> </ul>
		ただし、最終契約金額が1千万円未満の工事は対象外	

### 3. 「完全週休2日制」と「週休2日制(4週8休)」の比較③

項目	形式	完全週休2日制	週休2日制(4週8休)

休工状況に応じて、各経費（労務費・機械経費（賃料）・共通仮設費率・現場管理費率及び市場単価（下表））を補正

（港湾・漁港工事以外）（要領第7条）  
週休2日の取得に要する費用の計上

週休2日の  
費用計上

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウオータージェット工）		1.00	1.01	1.01

### 3. 「完全週休2日制」と「週休2日制(4週8休)」の比較④

項目		形式	完全週休2日制	週休2日制(4週8休)
週休2日の取得に要する費用の計上 (港湾・漁港工事以外) (要領第7条)	休工状況適用区分		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 4週8休以上：休工は曜日及び理由にかかわらず、対象期間の全日数に対する休工日数の割合が28.5%以上</li> <li>● 4週7休以上4週8休未満：休工日数の割合が25%以上28.5%未満</li> <li>● 4週6休以上4週7休未満：休工日数の割合が21.4%以上25%未満</li> </ul>	
	経費補正方針		発注者指定型では、これまで4週8休以上でないとして経費補正していなかったが、発注者指定型、受注者希望型いずれも現場閉所の達成状況（4週8休以上、4週7休以上4週8休未満、4週6休以上4週7休未満）が確認できた場合に経費補正する。	発注者指定型、受注者希望型いずれも現場閉所の達成状況（4週8休以上、4週7休以上4週8休未満、4週6休以上4週7休未満）が確認できた場合に経費補正する。
	その他		下水道用設計標準歩掛表を適用する下水道機械・電気設備工事についても適用の対象となります。	

※各適用区分の経費率については、変更がないため省略

### 3. 「完全週休2日制」と「週休2日制(4週8休)」の比較⑤

項目	形式																																																																																																				
		完全週休2日制	週休2日制(4週8休)																																																																																																		
週休2日の取得に要する費用の計上 (港湾・漁港工事) (要領第7条)	「港湾工事市場単価」を適用する工事の労務費補正方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出            労務費補正後市場単価＝標準市場単価(施工規模等補正後)×補正係数</li> <li>● 港湾5職種が含まれる工種の補正は行わない(電気防食取付、汚濁防止膜(枠)設置・撤去等、<b>No.30汚濁防止膜保守管理が追加</b>)</li> </ul>																																																																																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市場単価補正係数</th> <th></th> <th>市場単価補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>底面工</td><td>1.04</td><td>16</td><td>防舷材撤去</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>2</td><td>マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)</td><td>1.01</td><td>17</td><td>車止撤去</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>3</td><td>支保工</td><td>1.05</td><td>18</td><td>電気防食取付</td><td>補正しない</td></tr> <tr><td>4</td><td>足場工</td><td>1.03</td><td>19</td><td>防砂目地板取付工(陸上施工)</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>5</td><td>鉄筋工</td><td>1.05</td><td>20</td><td>防砂目地板取付工(水中施工)</td><td>補正しない</td></tr> <tr><td>6</td><td>吊鉄筋工</td><td>1.05</td><td>21</td><td>吸出し防止工(陸上施工・海上施工)</td><td>補正しない</td></tr> <tr><td>7</td><td>型枠工</td><td>1.04</td><td>22</td><td>港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)</td><td>1.04</td></tr> <tr><td>8</td><td>コンクリート打設工(ポンプ車打設)</td><td>1.04</td><td>23</td><td>ペトロラタム被覆</td><td>補正しない</td></tr> <tr><td></td><td>コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)</td><td>1.05</td><td>24</td><td>現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>9</td><td>止水板工</td><td>1.05</td><td>25</td><td>現場鋼材溶接・切断工(水中施工)</td><td>補正しない</td></tr> <tr><td>10</td><td>上蓋工</td><td>1.05</td><td>26</td><td>かき落とし工</td><td>補正しない</td></tr> <tr><td>11</td><td>伸縮目地工</td><td>1.03</td><td>27</td><td>汚濁防止膜設置・撤去・移設</td><td>補正しない</td></tr> <tr><td>12</td><td>係船柱取付</td><td>1.05</td><td>28</td><td>汚濁防止枠設置・撤去</td><td>補正しない</td></tr> <tr><td>13</td><td>防舷材取付</td><td>1.05</td><td>29</td><td>灯浮標設置・撤去</td><td>補正しない</td></tr> <tr><td>14</td><td>車止・縁金物取付</td><td>1.05</td><td>30</td><td>汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)</td><td>1.01</td></tr> <tr><td>15</td><td>係船柱撤去</td><td>1.05</td><td></td><td>汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)</td><td>1.05</td></tr> </tbody> </table>		市場単価補正係数		市場単価補正係数	1	底面工	1.04	16	防舷材撤去	1.05	2	マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.01	17	車止撤去	1.05	3	支保工	1.05	18	電気防食取付	補正しない	4	足場工	1.03	19	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05	5	鉄筋工	1.05	20	防砂目地板取付工(水中施工)	補正しない	6	吊鉄筋工	1.05	21	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	補正しない	7	型枠工	1.04	22	港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.04	8	コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04	23	ペトロラタム被覆	補正しない		コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.05	24	現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.05	9	止水板工	1.05	25	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	補正しない	10	上蓋工	1.05	26	かき落とし工	補正しない	11	伸縮目地工	1.03	27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	補正しない	12	係船柱取付	1.05	28	汚濁防止枠設置・撤去	補正しない	13	防舷材取付	1.05	29	灯浮標設置・撤去	補正しない	14	車止・縁金物取付	1.05	30	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01	15	係船柱撤去	1.05		汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)
	市場単価補正係数		市場単価補正係数																																																																																																		
1	底面工	1.04	16	防舷材撤去	1.05																																																																																																
2	マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.01	17	車止撤去	1.05																																																																																																
3	支保工	1.05	18	電気防食取付	補正しない																																																																																																
4	足場工	1.03	19	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05																																																																																																
5	鉄筋工	1.05	20	防砂目地板取付工(水中施工)	補正しない																																																																																																
6	吊鉄筋工	1.05	21	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	補正しない																																																																																																
7	型枠工	1.04	22	港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.04																																																																																																
8	コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04	23	ペトロラタム被覆	補正しない																																																																																																
	コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.05	24	現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.05																																																																																																
9	止水板工	1.05	25	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	補正しない																																																																																																
10	上蓋工	1.05	26	かき落とし工	補正しない																																																																																																
11	伸縮目地工	1.03	27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	補正しない																																																																																																
12	係船柱取付	1.05	28	汚濁防止枠設置・撤去	補正しない																																																																																																
13	防舷材取付	1.05	29	灯浮標設置・撤去	補正しない																																																																																																
14	車止・縁金物取付	1.05	30	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01																																																																																																
15	係船柱撤去	1.05		汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.05																																																																																																

※「港湾・漁港工事」週休2日の費用計上の積算方法については、変更がないため省略

# 4. 「完全週休2日取得率」及び「休工割合」の算出方法

(□: 工事実施日)							完全週休2日取得率 (工事成績評定)				休工割合 (経費の補正)		
日	月	火	水	木	金	土	週間数	土日休工週間数	備考	日数	休工日数	備考	
準備期間		施工開始日 □	休日※1 休工	□	□	休工	—	—	施工開始日が火～土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。	—	—	施工開始日が火～土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。	
休工	□	□	振替休工	□	□	□	1	1	地元条件による同一週の振替休工は認める。振替休工日の1週間前までに監督員と協議。	7	2		
□	□	振替休工	□	□	□	休工	1	1	地元条件による同一週の振替休工は認める。振替休工日の1週間前までに監督員と協議。	7	2		
休工	□	休日※1 休工	□	夏季休暇 (3日間)			0.5	0.5	夏季休暇は非対象期間とし、これにより土曜日が欠けるため0.5週間としてカウントする。	4	2	夏季休暇は非対象期間とする。	
□	□	□	□	□	□	休工	1	0	地元条件による振替休工であるが、振替が同一週でないことからカウントしない。	7	1		
休工	□	振替休工	□	休日※1 休工	□	休工	1	1		7	4		
休工	□	□	□	□	雨天休工	□	1	0	雨天による振替休工は休工と認めない。	7	2	雨天による振替休工は休工と認める。	
休工	□	□	□	□	□	□	1	0	土曜日に工事を実施 (振替休工なし) したためカウントしない。	7	1		
休工	□	□	□	□	□	休工	1	1		7	2		
□	□	□	□	施工完了日 □	→後片付け期間		—	—	施工完了日が日～木曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。	—	—	施工完了日が日～木曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。	
休日*休工							—	1	2日間×0.5週間=1.0週間 (1日当たり休工の週0.5週間分として加算する。)	—	—	上記の休工日数に含む。	
計							7.5	5.5	完全週休2日取得率=73.3%※2 (5.5週間/7.5週間) <90% ⇒評価対象外	53	16	休工割合=30.1%※2 (16日/53日) >28.5% ⇒4週8休として補正対象	

※1 国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日

※2 少数第2位切り捨て

## ■施工開始日の取扱い

火～土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間から除く。月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。

## ■施工完了日の取扱い

日～木曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。

# 5. 「週休2日取得率」及び「休工割合」の算出方法

(□:工事実施日)							週休2日取得率(工事成績評定)・休工割合(経費の補正)		
日	月	火	水	木	金	土	日数	休工日数	備 考
準備期間←		施工開始日 □	休日 <sup>※1</sup> 休工	□	□	休工	—	—	施工開始日が火～土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。
休工	□	□	振替休工	□	□	□	7	2	
□	□	振替休工	□	□	□	休工	7	2	
休工	□	休日 <sup>※1</sup> 休工	□	夏季休暇(3日間)			4	2	夏季休暇は非対象期間とする。
□	□	□	□	□	□	休工	7	1	
休工	□	振替休工	□	休日 <sup>※1</sup> 休工	□	休工	7	4	
休工	□	□	□	□	雨天休工	□	7	2	雨天による振替休工は休工と認める。
休工	□	□	□	□	□	□	7	1	
休工	□	□	□	□	□	休工	7	2	
□	□	□	□	施工完了日 □	→後片付け期間		—	—	施工完了日が日～木曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。
計							53	16	週休2日取得率=30.1% <sup>※2</sup> (16日/53日) > 28.5%(2/7) ⇒ 評価対象 休工割合=30.1% <sup>※2</sup> (16日/53日) > 28.5% ⇒ 4週8休として補正対象

※1 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

※2 少数第2位切り捨て

## ■施工開始日の取扱い

火～土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間から除く。月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。

## ■施工完了日の取扱い

日～木曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。

# 6. 改正の適用

形式		年度	R2年度	R3年度	R4年度
完全週休2日制	制度			▼制度一部改正	
	工事成績評定		6.社会性等で1項目加点		
	総合評価 (取組証が発行された工事)		地域精通度・地域貢献度で+1点		配点については R3年度中に決定 ※1
	週休2日の 費用計上	発注者指定型	4週8休以上のみ	4週6休、4週7休、4週8休 ※ただしR2年度中に契約した工事は4週8休以上のみ	
		受注者希望型	4週6休、4週7休、4週8休		
週休2日制 (4週8休)	制度			▼制度新設	
	工事成績評定			6.社会性等で1項目加点	
	総合評価 (取組証が発行された工事)				▼評価開始 ※配点については R3年度に中決定
	週休2日の 費用計上	発注者指定型		4週6休、4週7休、4週8休	
		受注者希望型		4週6休、4週7休、4週8休	

※1 R4年度以降の総合評価の配点については、達成難易度等を考慮し配点(完全週休2日制>週休2日制(4週8休))  
するが、具体的には令和3年度中に決定する。



# 6. 改正の適用

## ■ 契約時期と適用要領について

年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	適用要領
例① 完全週休2日制工事 契約R2年度、完了R2年度	契約 	▼制度一部改正 完了(取組証)		<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年4月1日版適用</li> </ul>
例② 完全週休2日制工事 契約R2年度、完了R3年度				
例③ 完全週休2日制工事 契約R2年度、完了R4年度				<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年4月1日版適用</li> </ul>



## 7. 特記仕様書への記載

- これまでは、発注者指定型のみ対象工事であることを特記仕様書に明示していましたが、令和3年度4月からは、受注者希望型についても、下記のとおり特記仕様書に明示されます。

### (1) 発注者指定型

「第〇条 本工事は、土木工事標準仕様書に記載する完全週休2日制・週休2日制工事の発注者指定型の対象工事とする。詳細については「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領（令和3年4月1日）」を参照すること。」

### (2) 受注者希望型

「第〇条 本工事は、土木工事標準仕様書に記載する完全週休2日制・週休2日制工事の受注者希望型の対象工事とする。詳細については「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領（令和3年4月1日）」を参照すること。」